

豊田市だから叶えられる 創業支援機関 ご案内

開業手続きから創業融資のご相談まで一貫サポート
＼ご相談はすべて無料／

相談機関①

豊田商工会議所

相談窓口

豊田商工会議所 1F
(豊田市小坂本町1-25)

日時

平日 9:00～17:00

お問合せ

創業サポートセンター
TEL:0565-32-4594

相談機関②

豊田信用金庫

相談窓口

本支店

日時

平日 9:00～11:30
12:30～15:00

お問合せ

豊田信用金庫 経営支援部
TEL:0565-36-1227

相談機関③

日本政策金融公庫

相談窓口

日本政策金融公庫
岡崎支店

日時

平日 9:00～17:00

お問合せ

日本政策金融公庫 岡崎支店
TEL:0564-24-1715

旭・足助・稲武・小原・下山・藤岡商工会でも ご相談受付可能！

旭商工会	0565-68-2620	足助商工会	0565-62-0480
稲武商工会	0565-82-2640	小原商工会	0565-65-2540
下山商工会	0565-90-2602	藤岡商工会	0565-76-2612

豊田市産業部 産業振興課

TEL 0565-34-6641 FAX 0565-35-4317 Eメール sangyou-s@city.toyota.aichi.jp

場所 〒471-8501 豊田市西町3丁目60 豊田市役所西庁舎7階 8:30～17:15 (土日祝を除く)

創業支援等事業計画に定める「**特定創業支援等事業**」を受け、
豊田市が証明書を交付した者は、創業時に優遇を受けることができます！

特定創業支援等事業とは

- ・1か月以上かつ4回以上の継続的な支援により、**経営、財務、人材育成、販路開拓**の知識が全て身につく事業のことです。
- ・この事業を受けると、豊田市から証明書が交付されます。

特定創業支援等事業を受ける方法

以下の①、②いずれかの方法を選択してください。

- 1 創業に関する基礎知識を習得する「創業塾」に参加する。
〈創業塾開催場所〉豊田商工会議所
- 2 相談窓口で、専門家等から1か月以上かつ4回以上の指導を受け、開業時に必要な知識である「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の知識を一通り身につける。
〈相談窓口〉豊田商工会議所、商工会、豊田信用金庫、日本政策金融公庫

※対象者は、創業を行おうとする者（事業を営んでいない個人）又は創業後5年未満の者（事業を開始した日以後5年を経過していない個人又は法人）

優遇措置について

豊田市から証明書を交付され、利用要件を満たす者は、以下の**3つの優遇**を受けることができます。

1 会社設立時の登録免許税の**軽減**

●株式会社を設立する場合の登録免許税

通常 資本金額×0.7%（15万円に満たないときは、1件につき15万円）

軽減 資本金額×0.35%（7.5万円に満たないときは、1件につき7.5万円）

●合同会社を設立する場合の登録免許税

通常 資本金額×0.7%（6万円に満たないときは、1件につき6万円）

軽減 資本金額×0.35%（3万円に満たないときは、1件につき3万円）

2 信用保証協会の創業関連保証（無担保・第三者保証人なし）の**特例**

通常 事業開始の2か月前から申込可能

特例 事業開始の6か月前から申込可能（別途、審査を受ける必要があります。）

※創業関連保証については、信用保証協会のホームページをご確認ください。

3 日本政策金融公庫の融資制度の**優遇**

新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げの対象となります。
（別途、審査を受ける必要があります。）

※新規開業・スタートアップ支援資金については、日本政策金融公庫のホームページをご確認ください。

詳しくは、豊田市ホームページをご確認ください⇒

